

小山町テレビ共聴組合

規 約

〒410-1303 駿東郡小山町生土 59-10

☎ 0550-76-4832

FAX 0550-76-1236

e-mail otk@oyama-tv.jp

小山町テレビ共聴組合規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は、小山町テレビ共聴組合という。(通称 OTK TV)

(事務所)

第2条 この組合の事務所は、静岡県駿東郡小山町生土59番地の10に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この組合は、小山町の住民に対して、放送法に準拠する事業を行い、地域住民が平等に情報を受信し参加できる情報通信ネットワークを構築し、文化の向上に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 この組合は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 有線テレビジョン共同視聴施設(共同アンテナ受信及び発信設備)の設置。
- (2) 総合情報伝達事業を通じて、情報化社会にふさわしい地域住民のくらしの機能、基盤の整備を推進する。
- (3) 自主放送(コミュニティーチャンネル)によって、住民の意識が活気づく地域コミュニティーの育成活動を展開し、さらに公共の福祉の増進を始め、文化、芸術、趣味、スポーツ等の振興をはかる。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業、及び付帯する事業。

第3章 組合員

(組合員の資格)

第5条 組合員は、この組合の目的に賛同して小山町テレビ共聴組合に創立資金を分担した者及び所定の加入金を納入し入会した個人及び団体。

(加入)

第6条 組合員として加入しようとするものは、別に定める加入申込書により、組合長に申し込むものとする。

(費用の負担)

第7条 組合員は、運営細則に定める加入金及び組合費を納入しなければならない。

(組合員の資格の喪失と継続)

第8条 組合員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 組合員が死亡したとき。
- (3) 組合員である団体が消滅したとき。
- (4) 継続して6ヶ月以上会費を滞納したとき。

2 前項第2号及びその他の理由により、同居内での名義変更が行われたときは資格が継続したとする。

(組合員の退会)

第9条 組合員は、別に定める退会届を組合長に提出して、任意に退会することができる。

(組合員の除名)

第10条 組合員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合その組合員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この規約等に違反したとき。

(2) この組合の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費の不返還)

第11条 組合員が退会する時は、すでに納入された加入金、組合費は返還しない。ただし、加入金については、加入後2年以内に退会する場合はその一部を返還することができることとし、その額は運営細則に定める。

第4章 役員及び職員

(組織の構成)

第12条 この組合に次の役員を置く。

- (1) 組合長 1名
- (2) 副組合長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 30名以内
- (5) 監事 2名

(選任等)

第13条 前条の役員は、総会に於いて組合員の中より選任する。ただし、監事については組合の職員以外の者とする。

2 前項の役員の候補者は理事会で選出する。

3 前項の選出の方法は運営細則に定める。

(職務)

第14条 組合長は、この組合を代表し、組合の運営全般を総理する。

2 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故あるときはその職務を代行する。

3 会計は、経理を担当する。

4 理事は、会議を通じて組合運営に参加する

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行状況並びに会計及び財産状況を監査すること。

(2) 前項の規定による監査の結果、この組合の業務又は財産に関し不正の行為又は規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会及び総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするため必要がある場合に、組合長に対し総会及び理事会の開催を請求すること。

(4) 理事の業務執行の状況並びに会計及び財産状況について、総会及び理事会において監査の報告と意見を述べること。

(5) 総会及び理事会において監査の報告又は監査員の意見に対し、理事又は組合員から質疑があったときに応答すること。

(任期等)

第 15 条 役員の任期は、2 年とする。但し再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、理事会の議決によりこれを解任する事ができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(職員)

第 17 条 この組合に、事務局長その他の職員を必要に応じて置く。

2 職員は、組合長が任免する。

第 5 章 総代

(構成)

第 18 条 本組合に総代会を置く。総代会は総代を以て構成する。

(選任等)

第 19 条 総代は地区ごとに組合員 30 名ないし 40 名に 1 名の割合で選出する。総代は地区の代表者又は地元理事の推薦により、理事会において承認する。

(職務)

第 20 条 総代は第 24 条各号の規定により組合員に代わって議決権の行使をすることができる。

2 総代は地区の理事と協力し各組合員への組合情報の伝達を行う。また組合員の意見の集約を行い理事および総会に報告し意見を述べる。

(任期等)

第 21 条 総代の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、再々任はできないものとする。

2 補欠のため、又は増員によって就任した総代の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

第 6 章 総会

(種別)

第 22 条 この組合の総会は、通常総会と臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 23 条 総会は、組合員を以て構成する。但し総代会を以て総会に代えることができる。

(権能)

第 24 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 事業計画および事業報告に関すること

(2) 予算および決算、その他会計に関すること

- (3) 組合規約変更に関する事
 - (4) 役員を選任に関する事
 - (5) その他この組合の運営に関する重要事項
- (開催)

第 25 条 通常総会は、年 1 回事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会で開催が必要と議決したとき。
 - (2) 組合員の 3 分の 1 以上の請求があったとき。
 - (3) 第 14 条第 5 項第 3 号の規定により監事から請求があったとき。

(招集)

第 26 条 総会は、組合長が招集する

- 2 組合長は、前条第 2 項第 2 号および第 3 号の規定による請求があった時は速やかに会議を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは日時、場所、会議の目的たる審議事項を記載した書面を以て、開催日の 2 週間前までに通知しなければならない。ただし議事が緊急を要する場合において、組合長が必要を認めて招集するときはその限りではない。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、その総会において出席した組合員(総代)の中から選出する。

(定足数)

第 28 条 総会は、組合員(総代)の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この規約に規定するものの他、出席した組合員(総代)の過半数を以て決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 30 条 組合員(総代)の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために総会に出席できない組合員(総代)は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は総代を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した組合員は第 28 条、第 29 条、第 31 条第 1 項及び第 53 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する組合員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 31 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 組合員(総代)総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、押印しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、第12条(1)～(4)の役員をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 組合長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第3号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、組合長が招集する。

- 2 組合長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を以て、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、組合長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつてはその旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

(幹事会の設置)

第41条 組合長が必要と認めるときは、理事会に幹事会を設けることができる。

(専門委員会の設置)

第42条 組合長が必要と認めるときは、理事会の他に知識経験者による専門委員会を設けることができる。

第8章 資産及び会計

(資産の管理)

第43条 この組合の資産は組合長が管理し、その方法は総会の議決を経て、組合長が定める。

(会計の原則)

第44条 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳する。

2 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとする。

(事業計画及び予算)

第45条 この組合の事業計画及びこれに伴う収支予算は、組合長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(収入)

第46条 この組合の経費は、加入金及び組合費その他の収入を以て当てる。

(加入金等)

第47条 加入金及び組合費の金額は運営細則に定める。

2 前項の金額は組合長が理事会に諮り、総会で承認を得るものとする。

(暫定予算)

第48条 第45条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、組合長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

3 当該年度開始後から当該年度予算が議決されるまでの収入支出について前各号を準用する。

(予算の流用及び補正)

第49条 予算の執行については、効率的運用を計るため、各科目間の流用は認めるものとする。ただし、既定予算の計画にいちじるしく変更をきたすときは、総会の議決を経て補正するものとする。

(事業報告及び決算)

第50条 組合の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに組合長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

(事業年度)

第51条 この組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第52条 予算を以て定めるもののほか、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 規約の変更、解散及び合併

(規約の変更)

第53条 この組合が規約を変更しようとするときは、総会(総代会)に於いて3分の2以上の議決を経なければならない。

(解散)

第54条 この組合は、次に掲げる事由があるときは総会の議決により解散する。

(1) 目的とするテレビ共聴事業の不能

(2) 組合員の欠亡

(3) 他の組合等に吸収される合併

(4) 破産

(5) その他解散するに必要な要件があるとき。

2 前項各号の事由によりこの組合が解散するときは、組合員総数の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(合併)

第55条 この組合が合併しようとするときは、総会(総代会)に於いて3分の2以上の賛成を得なければならない。

第10章 雑則

(運営細則)

第56条 この規約の施行について必要な運営細則は、理事会の議決を経て、組合長がこれを定める。

(その他)

第57条 組合規約にない事項は、理事会で定める。

2 前項に規定する理事会で定めた事項は、次の総会(総代会)に報告しなければならない。

付則

(施行期日)

- ※ 昭和 60 年 5 月 19 日発効の規約を改正し、新たにこの規約を平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- ※ 平成 18 年 4 月 1 日発効の規約を改正し、新たにこの規約を平成 23 年 7 月 22 日から施行する。
- ※ 平成 23 年 7 月 22 日発効の規約を改正し、新たにこの規約を平成 25 年 2 月 5 日から施行する。
- ※ 平成 25 年 2 月 5 日発効の規約を改正し、新たにこの規約を平成 27 年 6 月 1 日から施行する。
- ※ 平成 27 年 6 月 1 日発効の規約を改正し、新たにこの規約を平成 28 年 4 月 1 日から施行する。